

議案第15号

東郷町不妊治療費の助成に関する条例の廃止について

東郷町不妊治療費の助成に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月25日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、不妊治療費助成制度を廃止するため必要があるからである。

東郷町不妊治療費の助成に関する条例を廃止する条例

東郷町不妊治療費の助成に関する条例（平成19年東郷町条例第3号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の治療に係る助成については、なお従前の例による。

議案の概要

1 廃止理由

令和4年4月から不妊治療等が保険適用の対象とされ、対象者の経済的な負担の軽減が図られたことにより、町独自の助成制度を廃止する必要があるからである。

2 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行すること。
- (2) 施行の日前の治療に係る助成については、なお従前の例によること。